

第 16 章 評価書についての福岡県知事の意見及びそれに対する事業者の見解

福岡県環境影響評価条例」(平成 10 年 12 月 24 日 条例第 39 号)第 25 条に基づく福岡県知事の意見及び、これに対する事業者の見解は以下のとおりです。

表 16-1.1(1) 福岡県知事の意見及びそれに対する事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
全体的事項	
<p>1.</p> <p>調査、予測及び評価において、「影響が小さい」、「まとめて生育している状況は確認されなかった」等の表現が用いられているが、客観的かつ科学的な判断に基づく環境影響評価となるよう、可能な限り判断の根拠となる数値や基準等を併せて示すこととし、補正後の評価書に反映すること。</p> <p>また、環境保全措置の記載に当たっては、具体的で分かりやすいものとなるよう、可能な限り定量的な表現を用いること。特に植物・動物・生態系については、事業により影響を受けると考えられる面積と環境保全措置として造成する面積を比較するなど、数量や割合を用いることにより、地域住民の理解の促進に努めること。</p>	<p>補正後の評価書においては、客観的かつ科学的な判断に基づく環境影響評価となるよう、可能な限り判断の根拠となる数値や基準等を併せて示しました。</p> <p>潮流については、供用前後の流速変化が生じる範囲において流速差分ごとの変化が生じる面積(メッシュ数)を整理しました。その結果、流速変化が各季・各層(表層・中層・低層)で 0.001m/s 以上生じる範囲を検討範囲と定め、その上で 0.01m/s 以上の流速変化が生じる範囲をみると、最大でも夏季及び冬季の表層において検討範囲の 0.4%となり、その範囲も対象事業実施区域近傍にとどまると予測されます。</p> <p>地形・地質については、数値解析によって供用前後の地形変化量ごとの面積(メッシュ数)を整理しました。その結果、エネルギー平均波(一般的な波浪)相当では、地形変化はほぼ生じないと予測されました。年数回来襲波(年間で概ね最大となる波浪)及び既往最大波(過去 20 年間で最大となる波浪)では、局所的に堆積又は侵食が発生すると予測されました。なお、埋立の有無にかかわらず、最も地形変化量大きい既往最大波(過去 20 年間で最大となる波浪)では、シルト成分(粒径 0.04mm)の地形変化量 0~0.1m の範囲がほとんどを占めると予測されました。</p> <p>このことは、波浪による堆積・侵食は一時的なものであり、経年により、安定する地形に戻ろうとする力が作用するものと考えられ、海底地形変化の影響は小さいと予測されます。</p> <p>植物・動物・生態系については、生育・生息環境、一般的な生態情報、個体数の改変割合を踏まえて予測結果を追記しました。</p> <p>一例として、飛行場(埋立地)の存在に伴う直接的な影響が大きいとの評価を行い、保全対策を実施することとしているウミサボテンの記載では、生息に適した砂泥地の状況(周辺にも広く分布)、個体数の改変割合(64.8%)を追記しました。</p> <p>また、環境保全措置の記載に当たっては、事業により影響を受けると考えられるガラモ場の面積と環境保全措置として造成する海藻類の着生機能を高めた被覆ブロックの面積を追記しています。</p>
<p>2.</p> <p>事業者により実行可能な環境保全措置を着実に実施し、より一層環境への影響の回避・低減に努めること。また、事後調査により、環境への影響等を把握し、その結果を定期的に本県及び関係自治体に報告すること。</p>	<p>評価書第 9 章「環境保全措置」に記載した内容を実施し、環境への影響の回避・低減に努めてまいります。また、評価書第 10 章「事後調査」に記載した内容の調査を実施し、その結果を定期的に福岡県及び関係自治体に報告します。</p>

表16-1.1(2) 福岡県知事の意見及びそれに対する事業者の見解

II 個別的事項	
1. 騒音	
(1) 航空機騒音について	
<p>ア.</p> <p>航空機の運航については、供用後においても通常時の運用は現況と変わらない計画であること、米軍機の受け入れは緊急時のみと限定的であることや頻度や時期が不明であることから評価項目として選定されていない。しかし、本基地における航空機の運航による騒音については、地域住民から地元自治体に不安や不満の声が多く寄せられている現状にあり、本事業の実施による航空機騒音の悪化について懸念されている。</p> <p>このことから、航空機騒音による生活環境への影響の低減のため、事業者や本県等が実施している騒音の常時測定の結果も踏まえ、更なる対策の検討と対応を行い、可能な限り環境負荷の少ない事業運営を目指すこと。</p>	<p>防衛省として、築城基地周辺の航空機騒音への対応は重要な課題と認識しており、引き続き、事業者および福岡県等が実施する常時測定により、騒音状況の把握に努め、住宅防音工事の促進を図る等、基地周辺の住民の方々のご負担の軽減が図られるよう努力してまいります。</p>
<p>イ.</p> <p>また、一定の騒音の発生が避けられない事業にあって、地域住民との信頼関係を維持・構築するには、十分な説明や情報公開が重要と考えられる。このため、事業者が事業実施区域周辺において行っている騒音測定については、今後も継続して実施し、騒音の状況や変化を把握するとともに、測定結果を詳細に公表するなど、透明性を確保すること。</p>	<p>現在、九州防衛局において、築城基地周辺に航空機騒音自動測定装置を6台設置し、常時、騒音状況の把握を行っています。この測定結果については、引き続き九州防衛局のホームページで公表してまいります。</p>
<p>ウ.</p> <p>評価書において記載されている移転訓練実施時の航空機騒音の結果は、過去に米軍機が飛来した時のものであり、今後、米軍機が飛来した際に想定される騒音の目安となりうるデータであるので、その旨が閲覧者に伝わるよう、理解しやすい説明を検討し、補正後の評価書（要約書を含む）に反映すること。</p>	<p>御指摘を踏まえ、P8.2-1の2.1.1既存資料調査に「なお、築城基地における米軍機の航空機騒音について、実際に米軍機が飛来した際のものとして、訓練移転（日米共同訓練）における測定結果を整理しました。」と記載します。また、要約書にも同様に記載します。</p>
<p>(2) 道路交通騒音について</p> <p>事業実施区域の周辺には多くの住宅があることから、本事業実施に当たっては、工事用車両の走行に伴う環境負荷の一層の低減及び安全確保に努めること。</p>	<p>工事の実施にあたっては、評価書第9章「環境保全措置」に記載したとおり、工事用車両の走行に対する環境配慮事項として、走行台数の時間集中の回避、基地外における待機車両の回避及び工事用車両の騒音モニタリングを行うなど、周辺地域への環境負荷の低減に努めるとともに、安全に十分配慮し、適切に事業を進めてまいります。</p>

表16-1.1(3) 福岡県知事の意見及びそれに対する事業者の見解

<p>2. 地形・地質</p> <p>干潟の地形の変化については、当該干潟がカブトガニの産卵場所及び幼体の生息場所となりうる海域であること、また、カブトガニにとってはセンチメートル単位の砂や泥の堆積や変化が大きな影響を与えうることを勘案の上、学識経験者等専門家からの助言を踏まえ、適切な調査手法や評価方法により事後調査を行うこと。</p> <p>また、地形の予測結果では、西八田漁港付近への堆積物が局所的に増加する予測も示されているが、同漁港は近年漁港区域の浚渫事業を行ったばかりであることから、事業の実施に当たっては、地元関係者への十分な説明を行うとともに、事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて対策を検討・実施すること。</p>	<p>地形・地質に関する事後調査については、学識経験者等の専門家からの助言を踏まえて実施することとします。</p> <p>また、評価書案第10章「事後調査」に記載したとおり、供用後の事後調査において、漁港区域内への堆積物なども含めた状況を現地踏査、空中写真撮影、または深淺測量、土質調査により把握するとともに、河川の流入に伴う漁港区域内の土砂堆積、波浪等による土砂堆積の観点から、堆積に関連する土質、降雨、波浪等の気象条件を収集し、事業の実施により状況が著しく変化した場合には、対応策を検討することとしており、事業の着手前には地元関係者に丁寧な説明した上で、適切に事業を進めてまいります。</p>
<p>3. 動物・植物・生態系</p> <p>(1)</p> <p>飛行場（埋立地）の存在による影響があると予測された重要な種については、環境保全措置として移植をするとされている。しかし、マクラガイやニッポンマメアゲマキ等は、飛行場の存在による影響があると予測されているものの移植対象種になっておらず、その選定基準が不明瞭である。したがって、移植対象種とする選定基準を明確にした上で、適切に選定し、環境保全措置を着実に実施すること。</p>	<p>予測に当たっては、汚濁防止膜の内側や対象事業実施区域内での個体数の改変割合及びこれらの範囲内での生息・生育環境の分布の有無を把握しました。さらに対象種の移動能力の有無や汚濁防止膜の外側や対象事業実施区域外での生息・生育環境の有無を把握し、汚濁防止膜の外側や対象事業実施区域外での生息・生育が維持されるかを検討した上で、影響の大小を判断しました。</p> <p>上記の検討方針により、飛行場（埋立地）の存在による直接的な影響として、「対象事業実施区域内での確認された種のうち、移動能力が小さく、個体の改変割合又は生息・生育環境の改変が大きい種」について、「影響が大きい」と予測されたため、移植対象種としました。なお、移動能力が小さい種でも個体数の改変割合又は生息・生育環境の改変割合が小さい種については、「影響は限られた範囲にとどまる」として移植対象とはしておりません。マクラガイやニッポンマメアゲマキ等は、移動能力が小さいものの、個体数の改変割合が小さく、供用後も周辺に生息環境が維持されることから、「影響は限られた範囲にとどまる」と予測されたため、移植対象種としていません。</p> <p>補正後の評価書においては、環境保全措置として移植対象種に関する選定基準を明確にした上で、環境保全措置を実施してまいります。</p>

表16-1.1(4) 福岡県知事の意見及びそれに対する事業者の見解

<p>(2)</p> <p>本事業実施範囲内において生育が確認されているアマモは、魚類の生息地機能やブルーカーボン生態系としてのCO₂吸収源機能も注目されているが、県内での生育地点は限られている。</p> <p>このため、環境保全措置としてアマモの移植を実施する際には、移植先の選定に当たって、学識経験者等専門家からの助言等を踏まえ、アマモの生育に適した環境を精査すること。</p>	<p>補正後の評価書第8章「6.2 予測及び評価の結果(6)環境保全措置」に追記したとおり、工事実施前に対象事業実施区域内でアマモの生育が確認された場合、学識経験者等専門家の意見を踏まえ、移植を含めた実効的な環境保全措置を検討し、実施してまいります。</p>
<p>(3)</p> <p>また、アマモの移植後は、その定着状況を事後調査により確認し、定着が進まない場合には、アマモ場の保全・再生を行っている団体等への支援も含めた追加的な代償措置も検討すること。</p>	<p>防衛省としてアマモ場の保全・再生を行っている団体等に直接的な支援をすることはできませんが、移植後の定着が進むように、学識経験者等専門家の意見を踏まえ、アマモの保全・再生に対して必要な対応方針を検討してまいります。</p>
<p>4. 廃棄物等</p> <p>本事業の実施に伴って発生する建設副産物の発生量は主なもので約25,300m³と推定されており、当該廃棄物の運搬車両の排出ガスや粉じんによる生活環境への影響が懸念される。このことから、環境への影響を低減するため、再生資材としての規格等を満たすよう処理した上で、現場内で裏込石や基礎捨石等として可能な限り再利用するよう努めること。</p>	<p>建設副産物の再利用が可能な廃棄物については、環境への影響を低減するため、再生資材としての規格等を満たすよう処理した上で、現場内で工事用道路の整備や舗装の路盤材に使用するなど、可能な限り再利用するよう努めてまいります。</p>